

中国の改正專利審査指南に鑑み、コンピュータプログラム発明に関し、
実体審査において講ずることが好ましい措置

2017年04月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

專利審査指南の改正案が2016年10月28日に公表されました。その後、パブリックコメントの募集を経て、中国国家知識産権局の專利審査指南の改正に関する決定が局務会議で可決された後に公布されました。改正專利審査指南の発効日は、2017年4月1日です。

今回の改正内容には、コンピュータプログラム関連発明に関するものが含まれており、2017年4月1日から改正專利審査指南に基づく実体審査が既に実施されています。そこで、今回の改正内容に鑑み、実体審査においてどのような措置を講ずることが好ましいかについて、以下に説明します。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。